

横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会 委員名簿

(メモリアルグリーン、日野こもれび納骨堂 臨時委員を除く)

任期：令和7年10月1日～令和9年9月30日

委員長・ 委員長職務代理	氏 名 (敬称略・五十音順)	肩 書	種 別 (担当施設)
	青山 勉	戸塚区吉田矢部地区連合会 会長	臨時委員 (舞岡しぜん墓園)
	池邊 このみ	千葉大学 グランドフェロー	委員 (全施設)
	金子 昭	戸塚区舞岡地区連合会 会長	臨時委員 (舞岡しぜん墓園)
委員長職務代理	川端 清道	一般社団法人 日本公園緑地協会 企画調査役	委員 (全施設)
	吉川 美津子	葬儀ビジネス研究所 代表	委員 (全施設)
委員長	小谷 みどり	一般社団法人 シニア生活文化研究所 所長	委員 (全施設)
	関口 雅志	横浜市墓地等設置紛争調停委員会 委員	委員 (全施設)
	福地 誠司	日本公認会計士協会神奈川県会 公認会計士	委員 (全施設)

令和8年度第1回 横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会

日時：令和8年5月15日（金）13時30分～15時30分

場所：横浜市役所 18階供用会議室なみき18・19

次 第

1 議 事

(1) 応募状況等について〔資料1〕

- ア 応募状況について
- イ 欠格事項について
- ウ 財務諸表等の確認状況

(2) 選定手順について〔資料2〕

(3) ヒアリング審査の実施について〔資料3〕

【 休 憩 / 集 計 】

(4) 評価結果及び選定結果について（議決）〔資料4-1、資料4-2〕

(5) 審査講評等（議決）

2 その他

(1) 指定管理者の指定スケジュール

- 令和8年5月 候補者選定結果の通知
- 9月 指定管理者の指定議案提出・議決（令和8年第3回市会定例会）
- 10月 指定管理者の指定公告
- 11月 基本協定の締結
- 令和9年4月 指定管理開始

(2) その他

令和8年度第1回 横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会 配布資料一覧

資料1 舞岡しぜん墓園 第1期指定管理者応募状況

資料2 舞岡しぜん墓園 第1期指定管理者選定手順

資料3 舞岡しぜん墓園 第1期指定管理者応募者 評価表〔委員記入用〕

資料4-1 舞岡しぜん墓園 第1期指定管理者応募者 評価結果〔団体別〕（案）

資料4-2 舞岡しぜん墓園 第1期指定管理者の候補者 選定結果（案）

参考資料 令和7年度 第2回 横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会 議事録

※「資料4-1」及び「資料4-2」は委員会当日に作成して配布します。

舞岡しぜん墓園 第1期指定管理者応募状況

1 応募団体数

1 団体

2 応募者概要

団体名（構成法人名）	代表者 所在地・氏名	市内中小企業等の該当有無（加点項目） （共同事業体の場合は代表団体で判断）	
清光社・横浜植木共同事業体 （株式会社清光社、横浜植木株式会社）	横浜市中区山下町1番地シルクセンター内 株式会社清光社 代表取締役 鈴木 真	株式会社 清光社	該当する

3 欠格事項について

欠格事項	清光社・横浜植木共同事業体	
	株式会社清光社	横浜植木株式会社
(1) 租税の滞納	該当しない	該当しない
(2) 労働保険・社会保険の加入手続未了	該当しない	該当しない
(3) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続き中	該当しない	該当しない
(4) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けた	該当しない	該当しない
(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく本市における入札参加の制限	該当しない	該当しない
(6) 選定評価委員が、応募団体の経営又は運営に直接関与	該当しない	該当しない
(7) 暴力団又は暴力団経営支配法人等	該当しない	該当しない
(8) 2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けており、労働基準監督署への措置実施報告の未了	該当しない	該当しない

4 公営墓地又は納骨堂の管理運営実績

清光社・横浜植木共同事業体	指定管理施設名	期 間
株式会社清光社	【横浜市】日野こもれび納骨堂	H 30 年 4 月 1 日～R 10 年 3 月31 日（2期9年目）
	【横浜市】メモリアルグリーン	H 18 年 9 月 1 日～H 28 年 3 月31 日（2期9年7月）
		R 4 年 4 月 1 日～R 9 年 3 月31 日（1期5年目）
	平塚市土屋霊園	H 26 年 4 月 1 日～R 11 年 3 月31 日（3期13年目）
	新座市営墓園・斎場	H 25 年 4 月 1 日～R 9 年 3 月31 日（3期14年目）
横浜植木株式会社	【横浜市】日野こもれび納骨堂	H 30 年 4 月 1 日～R 10 年 3 月 31 日（2期9年目）
	【横浜市】メモリアルグリーン	R 4 年 4 月 1 日～R 9 年 3 月 31 日（1期5年目）
	平塚市土屋霊園	H 26 年 4 月 1 日～R 11 年 3 月 31 日（3期13年目）
	新座市営墓園・斎場	H 25 年 4 月 1 日～R 9 年 3 月31 日（3期14年目）

5 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況（加点項目）

団体名	清光社・横浜植木共同事業体	
①障害者雇用率が法定雇用率を超えているか。	超えている	
②ワークライフバランス及び男女共同参画を推進する仕組みが整っているか。 （共同事業体の場合は代表団体で判断） ※ア、イは従業員101人未満の場合のみ加算対象	ア 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	加算対象外
	イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定	加算対象外
	ウ 次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定	なし

舞岡しぜん墓園 第1期指定管理者候補者の選定手順

時間		内 容
13:30		事前説明（20分）
13:50	団体A	プレゼンテーション（15分）
14:05		ヒアリング審査（20分）
14:25		最終評価点の記入（各委員）（10分）
14:35	休憩	事務局による集計（約15分）
14:50	議決1	評価結果及び選定結果（10分）
15:00	議決2	審査講評等（15分）
15:15		終了

舞岡しぜん墓園 第1期指定管理者応募者 評価表〔委員記入用〕

資料3

委員名:

選定評価基準					評価点	
評価項目	内 容	配点		評価の基本的な考え方	A団体	
					仮評価	最終評価
1 法人の状況						
(1) 法人の理念・基本方針・財務状況	法人の理念、基本方針及び業務実績等が公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、団体の財務状況は健全か。	5	10	5 法人の基本方針等が極めて公共性の高いものであり、かつ団体の財務状況が健全である。 4 法人の基本方針等が公共性の高いものであり、かつ団体の財務状況が健全である。 3 法人の基本方針等が公共性を備えており、かつ団体の財務状況が健全である。 2 法人の基本方針等が公共性にやや欠ける、または団体の財務状況にやや問題がある。 1 法人の基本方針等が公共性に欠ける、または団体の財務状況に問題がある。 0 法人の基本方針等が公共性に欠ける、かつ、団体の財務状況に問題がある。		
(2) 応募理由	施設の設置目的や役割・特徴を十分に理解した、妥当性・具体性がある応募理由が示されているか。	5		5 施設の基本理念や設置の意義を十分に理解し、明確で特に優れた応募理由が示されている。 4 施設の基本理念や設置の意義を十分に理解し、明確で優れた応募理由が示されている。 3 施設の基本理念や設置の意義を理解し、明確な応募理由が示されている。 2 施設の基本理念や設置の意義について理解が不十分であり、応募理由も不明確である。 1 施設の基本理念や設置の意義について理解が不十分であり、具体的な応募理由が示されていない。 0 施設の基本理念や設置の意義について理解しておらず、考え方や方針が不明確、不適切である。		
2 管理体制						
(1) 管理の体制	管理運営やサービス提供を行う上で、人員配置など、具体的な管理運営体制が示されているか。	5	15	5 適切な管理体制が具体的に構築されており、危機管理対策や個人情報保護における具体的な対応策など、特に優れた提案内容が示されている。 4 適切な管理体制が具体的に構築されており、危機管理対策や個人情報保護における具体的な対応策など、優れた提案内容が示されている。		
(2) 緊急、災害時等の危機管理対策	緊急、災害時における事前の対応策や災害時における対応策が示されているか。	5		3 適切な管理体制が構築されており、危機管理対策や個人情報保護における対応策が明確に示されている。 2 管理体制の基本的概要が示されており、危機管理対策や個人情報保護における対応策がある程度示されている。		
(3) 個人情報の保護管理	個人情報の保護管理における基本方針や具体的な対応策が示されているか。	5		1 管理体制が不適切、または危機管理対策や個人情報保護における対応策が不十分。 0 管理体制の概要、及び危機管理対策や個人情報保護における対応策が不明瞭、不適切である。		
3 施設の運営						
(1) 施設運営の基本方針	施設運営における基本方針や運営項目が示されているか。	5	45	5 管理に関する本市との調整を円滑に進めるとともに、利用者サービスの向上策について適切な業務を行う上での具体的な内容が示されており、市民参加や地域との連携、自主事業、本市の重要施策を踏まえた取組等について、具体的で実現性のある特に優れた提案内容が示されている。 4 管理に関する本市との調整を円滑に進めるとともに、利用者サービスの向上策について適切な業務を行う上での具体的な内容が示されており、市民参加や地域との連携、自主事業、本市の重要施策を踏まえた取組等について、具体的で実現性のある優れた提案内容が示されている。 3 管理に関する本市との調整を円滑に進めるとともに、利用者サービスの向上策について適切な業務を行う上での内容が示されており、市民参加や地域との連携、自主事業、本市の重要施策を踏まえた取組等について、実現性のある適切な提案内容が示されている。 2 管理に関する本市との調整を円滑に進めるとともに、利用者サービスの向上策について適切な業務を行う上での内容がある程度示されており、市民参加や地域との連携、自主事業、本市の重要施策を踏まえた取組等について、実現性のある提案内容が多少示されている。 1 管理に関する本市との調整を円滑に進めるとともに、利用者サービスの向上策について適切な業務を行う上での内容が不十分であり、市民参加や地域との連携、自主事業、本市の重要施策を踏まえた取組等について、実現の可能性が低い提案内容が示されている。 0 管理に関する本市との調整を円滑に進めるとともに、利用者サービスの向上策について適切な業務を行う上での内容が示されておらず、市民参加や地域との連携、自主事業、本市の重要施策を踏まえた取組等について、提案が示されていない。 ※「(2)管理の質、利用者サービスの取組」、「(3)市民協働の取組」、「(4)自主事業の取組」については、1～5点の評価点を2倍にし、評価する。		
(2) 管理の質、利用者サービスの取組	管理に関する本市との調整を円滑に進めるとともに、使用者や墓参者などへのサービス向上策について具体的内容が記載されているか。	10※ (5×2)				
(3) 市民協働の取組	市民参加や地域との連携についての考え方が示されているか。	10※ (5×2)				
(4) 自主事業の取組	利用者サービスの向上や管理運営を円滑に行うため、施設運営の趣旨に添った自主事業が提案されているか。	10※ (5×2)				
(5) 自己評価、利用者ニーズ・要望苦情への対応	自己評価、利用者ニーズ・要望苦情への取組が具体的に示されているか。	5				
(6) 環境への配慮、市内企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	市内中小企業振興条例の趣旨、ヨコハマプラ 5.3(ゴミ)計画、人権尊重、男女共同参画推進など、本市の重要施策を踏まえた取組になっているか。	5				
4 施設の維持管理						
(1) 施設管理の基本事項	施設の維持管理における基本的な考え方、執行体制、施設水準を維持、向上させる取組が示されているか。	10※ (5×2)	30	5 施設の維持管理について、適正な管理やサービス向上に向けた具体的な内容が示されており、安全対策等についても適切で具体性のある対策方法等について、特に優れた提案内容が示されている。 4 施設の維持管理について、適正な管理やサービス向上に向けた具体的な内容が示されており、安全対策等についても適切で具体的な対策方法等について、優れた提案内容が示されている。 3 施設の維持管理について、適正な管理やサービス向上に向けた内容が示されており、安全対策等についても適切な対策方法が示されている。 2 施設の維持管理について、適正な管理やサービス向上に向けた内容が示されているが、安全対策等について、適切な対策方法が不適切である。 1 施設の維持管理について、適正な管理やサービス向上に向けた内容が不十分であり、安全対策等について、対策方法が不適切である。 0 施設の維持管理における内容や安全対策等についての対策方法が不明瞭、不適切である。 ※「(1)施設管理の基本事項」、「(2)植栽等の適正管理」については、1～5点の評価点を2倍にし、評価する。		
(2) 植栽等の適正管理	樹木、芝生等の植栽について、適正な管理やサービス向上のための具体的な内容が示されているか。	10※ (5×2)				
(3) 建築物、工作物の適正管理	建築物等について、適正な管理やサービス向上の内容が示されているか。	5				
(4) 施設の安全対策	安全対策や防災対策、不法行為等の対策について、具体的な対策方法が示されているか。	5				

舞岡しぜん墓園 第1期指定管理者応募者 評価表〔委員記入用〕

資料3

委員名:

選定評価基準					評価点	
評価項目	内 容	配点		評価の基本的な考え方	A団体	
					仮評価	最終評価
5 管理経費						
(1) 適正な収支計画	各年度毎に管理経費の積算基準が明確な根拠を基に示されているか。 ※様式3「収支予算書」により評価	5	10	5 管理経費の根拠が非常に明確で、コスト縮減策の内容に実現性のある、特に優れた提案がある。 4 管理経費の根拠が明確で、コスト縮減策の内容に実現性のある優れた提案がある。 3 管理経費の根拠が明確で、コスト縮減策の内容に実現性のある提案がある。 2 管理経費の根拠が明確で、コスト縮減策の提案が不十分である。 1 管理経費の根拠が不明確で、コスト縮減策が不十分である。 0 管理経費の根拠やコスト縮減策の内容が、不明瞭、不明確である。		
(2) コスト削減策	効率的な管理運営に向けた取り組みや、コスト縮減策が示されているか。	5				
6 公営墓地等の管理実績						
(1) 墓地又は納骨堂の管理実績	公営の墓地又は納骨堂を指定管理者として管理した実績はあるか。	5	5	5 公営墓地又は公営納骨堂を指定管理者として6年以上良好に運営している。 3 公営墓地又は公営納骨堂を指定管理者として3年以上良好に運営している。 0 上記のいずれにも該当しない。		
評価項目1～6 合計			115			

7 加算項目						
(1) 市内中小企業等であるか(※)	市内中小企業等(次のア～ウ)であるか。 ア 市内中小企業 イ 中小企業等協同事業組合第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者。 ウ 地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体 ※ 共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。	5	5	5 市内中小企業等である。 0 市内中小企業等ではない。		
(2) 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況(※)	①障害者雇用率が法定雇用率を超えているか。	2	5	2 障害者雇用率が法定雇用率を超えている。 0 障害者雇用率が法定雇用率を超えていない。		
	②ワークライフバランス及び男女共同参画を推進する仕組みが整っているか。 ア 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定 ウ 次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定 ※ 共同事業体の場合は、代表団体が各項目に該当するかで判断。 ※ (1)は配点内訳	3		3 ア、イ、ウ全てに該当している。 2 ア、イ、ウのうち2項目に該当している。 1 ア、イ、ウのうち1項目に該当している。 0 ア、イ、ウ全てに該当しない。		
総合計(評価項目1～7合計)			125			

(※)ア、イは従業員101人未満の場合のみ加算対象となります。なお、加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に係る申出書」を作成、提出します。提出された申出書の記載内容及び添付資料を施設所管課において確認の上、加点項目を判定します。

記入例

舞岡しぜん墓園 第1期指定管理者応募者 評価表〔委員記入用〕

資料3

委員名: 横浜 一郎

選定評価基準				評価点	
評価項目	●記名をお願いいたします。 ●委員名の外部公表はございません。 (公表時は「A委員」「B委員」など個人が特定されない形で記載いたします)			A団体	
				仮評価	最終評価
1 法人の状況					
(1) 法人の理念・基本方針・財務状況	●応募書類をご確認のうえ、事前に「書類確認時の評価」欄に仮評価点をご記入ください。 (手書きでも差し支えございません)。			5	
(2) 応募理由	●仮評価点は、5月15日開催の委員会にご持参ください。			5	
2 管理体制					
(1) 管理の体制	【補足①】 「仮評価」欄の評価点は集計せず、「最終評価」欄にご記入いただく評価点を集計し、候補者を決定します。			5	
(2) 緊急、災害時等の危機管理対策	【補足②】 評価項目1(1)「理念・基本方針・財務状況」は、財務状況の評価を除いて、仮評価を行ってください。			5	
(3) 個人情報の保護管理	なお、「財務状況」の評価は、委員会当日に福地委員からの参考意見を踏まえて評価を行います。			5	
3 施設の運営					
(1) 施設運営の基本方針	管理項目が示されているか。		5	5	
(2) 管理の質、利用者サービスの取組	管理に関する本市との調整を円滑に進めるとともに、使用者や墓参者などへのサービス向上策について具体的な内容が記載されているか。	10※ (5×2)	45	10	
(3) 市民協働の取組	市民参加や地域との連携についての考え方が示されているか。	10※ (5×2)		10	
(4) 自主事業の取組	利用者サービスの向上や管理運営を円滑に行うため、施設運営の趣旨に添った自主事業が提案されているか。	10※ (5×2)		8	
(5) 自己評価、利用者ニーズ・要望苦情への対応	自己評価、利用者ニーズ・要望苦情への取組が具体的に示されているか。	5		3	
(6) 環境への配慮、市内企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	市内中小企業振興条例の趣旨、ヨコハマプラ53(ゴミ)計画、人権尊重、男女共同参画推進など、本市の重要施策を踏まえた取組になっているか。	5		3	
4 施設の維持管理					
(1) 施設管理の基本事項	施設の維持管理における基本的な考え方、執行体制、施設水準を維持、向上させる取組が示されているか。	10※ (5×2)	30	10	
(2) 植栽等の適正管理	樹木、芝生等の植栽について適正な管理やサービス向上のための具体的な内容が示されているか。	10※ (5×2)		6	
(3) 建築物、工作物の適正管理	建築物等について、適正な管理やサービス向上の内容が示されているか。	5		5	
(4) 施設の安全対策	安全対策や防災対策、不法行為等の対策について、具体的な対策方法が示されているか。	5		4	
5 管理経費					

委員会当日にご記入いただきます。

記入例

舞岡しぜん墓園 第1期指定管理者応募者 評価表〔委員記入用〕

資料3

委員名: 横浜 一郎

選定評価基準					評価点	
評価項目	●記名をお願いいたします。 ●委員名の外部公表はございません。 (公表時は「A委員」「B委員」など個人が特定されない形で記載いたします)				A団体	
					仮評価	最終評価
(1) 適正な収支計画	各年度毎に管理経費の積算基準が明確な根拠を基に示されているか。 ※様式3「収支予算書」により評価	5	10	5 管理経費の根拠が非常に明確で、コスト縮減策の内容に実現性のある、特に優れた提案がある。 4 管理経費の根拠が明確で、コスト縮減策の内容に実現性のある優れた提案がある。 3 管理経費の根拠が明確で、コスト縮減策の内容に実現性のある提案がある。 2 管理経費の根拠が明確で、コスト縮減策の提案が不十分である。 1 管理経費の根拠が不明確で、コスト縮減策が不十分である。 0 管理経費の根拠やコスト縮減策の内容が、不明瞭、不明確である。	5	
(2) コスト削減策	効率的な管理運営に向けた取り組みや、コスト縮減策が示されているか。	5			5	
6 公営墓地等の管理実績						
(1) 墓地又は納骨堂の管理実績	公営の墓地又は納骨堂を指定管理者として管理した実績はあるか。	5	5	5 3 0 ●評価点の記入は不要です。 ●評価点は事務局にて確認したうえで、委員会において報告いたします。		
評価項目1～6 合計			115			

7 加算項目						
(1) 市内中小企業等であるか(※)	市内中小企業等(次のア～ウ)であるか。 ア 市内中小企業 イ 中小企業等協同事業組合第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者。 ウ 地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体 ※ 共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。	5	5	5 市内中小企業等である。 0 市内中小企業等ではない。		
(2) 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況(※)	①障害者雇用率が法定雇用率を超えているか。	2	5	2 障害者雇用率が法定雇用率を超えている。 0 障害者雇用率が法定雇用率を超えていない。		
	②ワークライフバランス及び男女共同参画を推進する仕組みが整っているか。 ア 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定 ウ 次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定 ※ 共同事業体の場合は、代表団体が各項目に該当するかで判断。 ※ (1)は配点内訳	3		3 ア、イ、ウ全てに該当している。 2 ア、イ、ウのうち2項目に該当している。 1 ア、イ、ウのうち1項目に該当している。 0 ア、イ、ウ全てに該当しない。		
総合計(評価項目1～7合計)			125			

(※)ア、イは従業員101人未満の場合のみ加算対象となります。なお、加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に係る申出書」を作成、提出します。提出された申出書の記載内容及び添付資料を施設所管課において確認の上、加点項目を判定します。

選定評価基準			評価結果								
評価項目	配点		団体名：清光社・横浜植木共同事業体								合計点
			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	G委員	H委員	
			最高点	最低点							
1 法人の状況											
(1) 法人の理念・基本方針・財務状況	5	10	5	4	5	4	5	5	5	3	27
(2) 応募理由	5		5	5	5	5	5	5	5	3	28
2 管理体制											
(1) 管理の体制	5	15	5	5	5	5	4	4	5	4	27
(2) 緊急、災害時等の危機管理対策	5		5	5	5	5	5	4	5	3	27
(3) 個人情報の保護管理	5		5	5	5	5	5	4	5	3	27
3 施設の運営											
(1) 施設運営の基本方針	5	45	5	5	5	5	5	4	5	3	27
(2) 管理の質、利用者サービスの取組	10		10	4	10	10	8	8	8	8	52
(3) 市民協働の取組	10		10	4	10	10	10	8	6	8	52
(4) 自主事業の取組	10		10	4	10	10	10	8	6	8	52
(5) 自己評価、利用者ニーズ・要望苦情への対応	5		5	5	5	4	4	4	5	4	26
(6) 環境への配慮、市内企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	5		5	4	4	4	4	4	4	4	24
4 施設の維持管理											
(1) 施設管理の基本事項	10	30	10	4	10	10	8	8	6	6	48
(2) 植栽等の適正管理	10		10	4	10	10	10	8	8	8	54
(3) 建築物、工作物の適正管理	5		5	5	5	4	5	4	4	3	25
(4) 施設の安全対策	5		5	4	5	4	5	4	5	3	26
5 管理経費											
(1) 適正な収支計画	5	10	5	3	4	4	5	4	4	3	24
(2) コスト削減策	5		5	3	5	4	5	4	4	3	25
6 公営墓地等の管理実績【一括評価】											
(1) 墓地又は納骨堂の管理実績	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	30
①小計（評価項目1～6）		115	115	78	113	108	108	95	95	82	601
②最低基準点(69点)の判定点										100	

7 加算項目【一括評価】											
(1) 市内中小企業等であるか	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	30
(2) 本市重要施策を踏まえた 応募団体の取組状況	2	5	2	2	2	2	2	2	2	2	12
	3		0	0	0	0	0	0	0	0	0
③総合計(評価項目1～7)	125		122	85	120	115	115	102	102	89	643

※1 財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

※2 指定候補者及び次点候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点(加算項目を除く評価基準項目の合計 115 点満点の 69 点以上)を満たすことが必要です。

※3 審査時の委員数が6名以上の場合は、第2回選定評価委員会において最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く残りの委員の採点を合計した点数が最も高い応募団体を指定候補者、次に点数の高い団体を次点候補者とします。最高点あるいは最低点をつけた委員がそれぞれ複数名いた場合は、それぞれ1名のみを除いて算出することとします。

なお、審査時の委員数が5名以下の場合は、各委員の採点を合計した点数が最も高い応募団体を指定候補者、次に点数が高い団体を次点候補者とします。

舞岡しぜん墓園 第1期指定管理者の候補者 選定結果(案)

1 選定結果等

①団体名	②最低基準点 ^(69点) 判定結果	③評価結果 (合計点)	④選定結果
清光社・横浜植木共同事業 体	○	643	指定管理者の候補者